

ポイント方式による募集の停止について

1 要旨

平成21年度から実施しているポイント方式による募集は、住宅困窮度を点数化し、合計点数が高い世帯から入居者を決定するもので、当時、抽選方式の応募倍率が10倍を超えていたことから、高齢者、障がい者等の社会的に弱い立場の方や狭小な住宅に居住する方など、特に住宅の困窮度が高い世帯が優先的に県営住宅に入居できるよう導入したものである。

近年、抽選方式やポイント方式の応募倍率は低下しており、以前と比べて入居しやすく、また、年間を通して先着順で申し込める常時募集を実施していることから、迅速かつ確かな県営住宅の供給が可能な状況に鑑み、令和5年度入居者募集からポイント方式による募集を停止する。

2 改正方針

令和5年度入居者募集からポイント方式による募集を停止し、常時募集を拡充する。

3 ポイント方式による募集を停止し、常時募集を拡充する理由

項目	理由
1 県営住宅の迅速な提供	○ポイント方式では、そのポイント（住宅困窮度）を審査するために調査時間を要し、申込みから入居まで約3ヶ月の期間を要してしまう。 常時募集は、ポイント方式に比べ迅速な住宅の提供が可能。
2 常時募集の利便性	○常時募集は、通年で募集しているため、県営住宅に住みたい任意のタイミングで申込みが可能であることから、県民の利便性が高い。
3 常時募集でのカバー	○抽選方式の応募倍率は、近年は約2倍程度で推移。 ポイント方式は、令和3年度応募倍率1.0倍。21世帯入居決定 常時募集は令和元年度から住戸単位(※1)で実施。令和3年度から団地単位(※2)でも実施。 令和3年度は常時募集住戸78世帯、常時募集団地124世帯の計202世帯入居決定。 ポイント方式による募集を停止しても常時募集を拡充することでカバーが可能。

※1 常時募集住戸：定期募集で入居が決まらなかった住戸を選定して募集

※2 常時募集団地：過去の応募倍率や空き住戸が多い団地を選定して募集  
申込者は団地の空き住戸から希望する住戸を選択

4 ポイント方式募集停止による影響への対策

年2回実施していたポイント方式による募集を停止すると、定期募集(※3)が減少し、県民の入居機会を減らすことになるため、抽選方式の募集回数を年3回から4回に増やすとともに、常時申込みできる団地(常時募集団地)数を24団地から60団地程度に増やすことにより、入居機会を確保する。

※3 抽選方式(4月、9月、12月)とポイント方式(6月、翌2月)に実施

5 関連データ

○ ポイント方式募集実施状況(平成21年度～令和3年度) (単位:戸、倍、世帯)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
募集戸数	400	400	200	200	98	95	99
申込者数	1,725	1,260	707	570	262	263	238
応募倍率	4.3	3.2	3.5	2.9	2.7	2.8	2.4
入居決定者数	262	242	116	139	57	42	46
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
募集戸数	93	100	49	66	67	67	
申込者数	184	159	57	132	106	69	
応募倍率	2.0	1.6	1.2	2.0	1.6	1.0	
入居決定者数	37	25	17	28	20	21	

※入居決定者は住宅をあっせんした世帯数

6 他都道府県、県内政令市の対応

○ ポイント方式の実施状況

(令和4年7月時点)

	他都道府県(46)	県内政令市(2)
実施している	3	
一部実施している	3	
実施していない	42	

7 今後の予定

- ・令和4年10～12月 関係要綱等改正
- ・令和5年1～3月 改正内容周知
- ・令和5年4月～ ポイント方式停止、常時募集拡充